

○内閣府令第四号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項、第九十条並びに第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項並びに第二十一条第一項前段及び第二項前段の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年四月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 舛添 要一

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省}労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第一号中「当該金庫の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他金庫が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。」を「当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百十四条第一項第六号において同じ。」に関する注記」に改める。

第百十四条第一項に次の一号を加える。

六 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）

が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第百十五条に次の一号を加える。

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

別紙様式第二号記載上の注意1.(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別紙様式第六号記載上の注第1.(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

別紙様式第九号第2記載上の注意1。(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

別紙様式第九号の二第2の2. 記載上の注意1。(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら

れるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

別紙様式第十号第二記簿上の注意¹（1）を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別別紙様式第十号の二第2の2「記論上の注釈1」(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 労働金庫法施行規則第二十二条に規定する計算関係書類の記載事項のうち改正後の労働金庫法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第二十七条第三項第一号に掲げる事項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第一百十四条第一項第六号に掲げる事項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の記載事項のうち新規則第一百十五号に掲げる事項については、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新規別紙様式は、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。